

創立50年目の 大きな転換点

1961（昭和36）年に任意の団体として産声を上げたオイスカ。69（同44）年に外務・農林・通産・労働（当時）4省共管の財団法人となり、徐々に組織としての基盤を固めながら、国内での人材育成や海外での開発協力活動を展開、そして創立50年を迎えた2011（平成23）年の2月1日に公益認定を得て今日に至っています。未曾有の東日本大震災が発生したのは公益法人に移行したその翌月でした。

公益法人制度改革関連3法[※]が成立し、施行されたのが08

（平成20）年12月1日。オイスカではその数年前から、理事会や評議員会、支部・支局の役員会など組織内の各機関で「公益法人へ移行するのか、それとも一般法人を選択するのか」といった議論にはじまり、組織形態、定款など各種の規程、会計の区分などに関する話し合いを、幾度となく行ってきました。

※公益法人制度改革関連3法

①一般法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）、②認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）、③整備法（前2法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）の3つ

移行期間が5年と限られている中、「自由度が制限されるので一般法人を目指すべきだ」

などの意見も一部にはありましたが、総合的にみて「公益法人へ」との意見が大半で、その方向で具体的な内容を固めていくとともに組織内での理解を得ることに努めてきました。申請時期についても「早い方が良い」「未知の部分も多いので急ぐな」など、多くの声が寄せられましたが、施行日の半年後の申請を目指して準備を加速させました。

この間、官庁などによる説明会への参加、3法の読み込み、会計基準の変更に伴う対応、定款ほか諸規程の整備、組織改編などを進め、膨大な申請書類を整えて、ようやく10（平成22）年5月31日の申請にこぎ着けました。申請書

類の提出後も内閣府の担当部局（公益認定等委員会事務局）との詳細なやり取りが続き、8カ月余の審査期間を経て認定に至ったものです。

移行したこの年は、秋にオイスカ創立50周年を迎えるために、前年あたりから記念行事の準備を進めている時でもありました。ここでは移行に向けての問題点や課題について、詳細には触れませんが、組織改革がいかにエネルギーを要するか、申請に至る前後4～5年は、まさに心身共に多忙を極めた日々でした。それから10年、公益法人への移行はある意味外圧（？）による組織改革ともいえるものでしたが、振り返ってみる

と、その選択は正解だったと思います。

法律が制定された当時は、「運動体としての自由なオイスカ活動が制約される」など、公益法人への移行に反対する声も組織内の一部にはありました。特にオイスカの場合、全国に存在する支部・支局が、各地域での啓発活動を担ってくださっているという強みがありました。70余のそれらの組織は、オイスカの理念や、長年にわたる国際協力活動などに賛同し、ご支援くださる賛助会員の皆さま方で構成されたものであり、国民運動的な要素を多分に有しているといえるものでした。そうした組織の強みを最大限に活かす

TOPIC

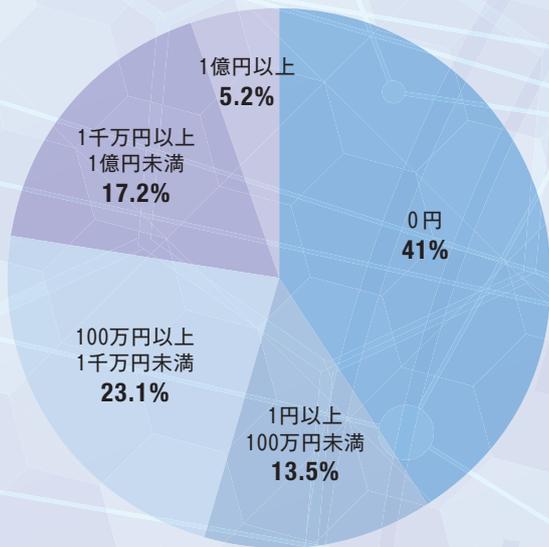
公益法人への移行10年を迎えて

オイスカは本年秋、創立60周年を迎えます。

また、この2月には、内閣府より公益財団法人の認定を受けて早や10年を迎えました。

それまで民法に依拠していたものが明治以来の大改革によって新法が成立、法人にとっても大きな転換点となりました。10年の節目を機に、移行時の手続きに奔走した廣瀬道男副理事長が振り返ります。

寄附金収入額規模別公益財団法人の割合



令和元年 公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告(内閣府)より

5348ある公益財団法人のうち寄附金収入のない法人が41%を占める。オイスカは、この年3億6千万円を超える寄附金収入があった

移行後に加わった 各種の恩典

ご案内のとおり、オイスカ

ながらも公益の認定基準に則して法的整合性をいかに整えるかが、重要な課題の一つでもありました。
結果、いくつかの支部の統合を行うとともに、支局については法人と一線を画す任意の団体という位置づけでご理解をいただく改編となりました。現在は、全国に13の支部があり、41の推進協議会などの支援団体に活動していただいています。

の活動経費の50%以上が賛助会員による会費(広義の寄附金)と、それぞれの事業に対する寄附金によって賄われています。いずれも個人および法人・団体からで、そうした寄附者に対する免税措置が拡大されたことの意義は大きいと考えます。

オイスカの場合、旧法人の時代から特定公益増進法人に指定されていたため、寄附金控除の恩恵はありましたが、公益法人移行後は、これとは別枠で拡大されるとともに、所得税の税額控除の資格を得たことで、個人の場合、寄附

金の約40%(上限は所得税額の25%)が簡単な手続きで還付されることになり、個人でも法人でも寄附がしやすい税の仕組みとなったのです。また、法人が有する資産の運用益(通常は20%の課税)が免税となり、少なからぬ恩恵を受けています。

※特定公益増進法人

公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与する法人のことで、主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされている

特筆すべきは、17(平成29)年4月に内閣府賞勲局の指定団体となったことにより、オイスカ活動への大口寄附者に対して、国の褒章制度である「紺綬褒章」の上申を行う資格を得られたことです。今日まで8法人・団体に授与されています。

また、19(平成31)年3月には法人内に設置した「国際協力活動推進基金」が政府の証明を受けたことにより、遺贈等による不動産や株式など、金銭以外の寄附も受けやすくなり、この制度ですでに1件の事例を有し、同基金で管理されています。

組織基盤と ガバナンスの強化

前記の4省による監督下にあった旧法人時代は、一面その保護下にあったともいえま。しかし移行後は、内閣府の認定を受けた公益法人ではありませんが、旧来型の監督や保護を受けるのではなく、あくまでも法人自体の責任による自立とガバナンスの強化が求められるようになってきています。そのためには、賛助会員をはじめとする支援者の拡大が必須となっています。

創立60年を目前に控えたこの1年、かつて経験したことのないコロナ禍で、予定していた活動の多くが中止や延期、大幅な変更を余儀なくされるなど厳しい状況に置かれました。このような中でもオイスカ活動を支えてくださる賛助会員、支援者の皆さま方にあらためて御礼申し上げます。公益法人への移行後10年の経験も活かしながら、ポストコロナの時代へ向け、公益に資する団体として広く国際社会のために一層役割を果たしていきたいと思っております。

紺綬褒章の上申について

受章の対象者

2017年4月20日以降の累積金額が

- ・個人500万円以上
- ・団体等1000万円以上

の寄附をされた方。

オイスカでは外務大臣への上申を行います。

〈これまでの受章者〉

- ◆株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ(17年12月)
- ◆東京海上日動火災保険株式会社(17年12月)
- ◆ボーイング社(18年10月)
- ◆UAゼンセン(18年12月)
- ◆オルビス株式会社(18年12月)
- ◆コスモエネルギーホールディングス株式会社(18年9月)
- ◆電力総連(19年6月)
- ◆CKD株式会社(20年3月)